

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車監査指導部 (貨物担当)

(担当) 山下・竹内

(電話) 06-6949-6448

令和8年3月12日

トラック事業者に対する事業停止処分の実施について

今般、下記の通り、一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく、一般貨物自動車運送事業の事業停止処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分年月日: 令和8年3月12日
処分内容: 一般貨物自動車運送事業の事業停止37日間及び、
事業用自動車の使用停止292日車
(4両×58日+1両×60日)
2. 事業者名: 伊丹運輸株式会社 (法人番号 5140001047690)
主たる事務所: 兵庫県尼崎市神崎町5-13
代表者: 豊嶋多佳子
営業所: 次屋営業所 (兵庫県尼崎市次屋1-20-7)
保有車両数: 10両
違反点数: 67点
累積点数: 67点
3. 監査の概要
関係機関からの情報を端緒に神戸運輸監理部兵庫陸運部が令和6年12月6日及び同年12月19日に次屋営業所に対して監査を実施した結果、整備管理者の選任違反や勤務時間等基準告示の遵守違反、点検整備違反などの貨物自動車運送事業法違反が判明しました。

4. 違反の内容

①整備管理者の選任違反

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」

(平成21年10月1日付、近運自監公示第14号、近運技保公示第9号)

記5事業停止処分(1)④)

②事業計画変更事前届出違反(各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反)

(貨物自動車運送事業法第9条第3項前段)

(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)

③過労運転の防止措置義務違反(勤務時間等基準告示違反)

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

④過労運転の防止措置義務違反(健康診断未受診)

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

⑤点検整備違反(3か月点検未実施)

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(道路運送車両法第48条)

⑥点呼の実施違反(アルコール検知器の未使用)

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)

⑦点呼の記録違反

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

⑧業務の記録違反

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

⑨運行記録計による記録違反

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

- ⑩運転者等台帳の作成違反
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

- ⑪⑫指導監督告示違反(指導及び監督の未実施、未記録)
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

- ⑬運行管理者の講習受講義務違反
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)

- ⑭報告義務違反(事業報告書、事業実績報告書の未提出)
(貨物自動車運送事業法第60条第1項)

※貨物自動車運送事業法は監査日時点での条項を記載。

※事業停止日数：①が事業停止30日に該当、②～⑭の処分日車数の合計が362日車となり、輸送の安全にかかる日車が360日車以上となったため、7日間の事業停止を付加し、合計37日間の事業停止となる。

※事業用自動車の使用停止日車数：②～⑭の処分日車数の合計が362日車となり、輸送の安全にかかる日車が360日車以上となったため、7日間の事業停止を付加したことによって、相当日車数(7日×営業所配置車両数10両=70日車)を差し引き、使用停止292日車となる。

※ 貨物自動車運送事業法より抜粋

第33条

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第1項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 2 (略)

※ 貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等の基準について（平成21年3月1日付け（令和6年9月30日改正）近運自監公示第14号、近運技保公示第9号）

5 事業停止処分（抜粋）

(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6(1)④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。

- ④ 法第17条第1項第2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

配布先
青灯クラブ
陸運記者会（トラック部会）
兵庫県政記者クラブ